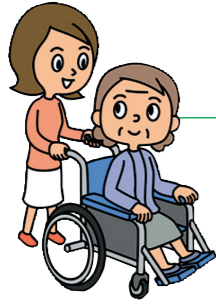


サービスのご案内



「日頃の様々な悩み」から「もしも」のときまでバックアップ！
東京海上日動のサービス体制なら安心です。

※サービスの内容は変更・中止となる場合があります。
※サービスのご利用にあたっては、グループ会社・提携会社の担当者が、「お名前」「ご連絡先」「団体名」等を確認させていただきますのでご了承願います。

介護アシスト **自動セット**

お電話にてご高齢の方の生活支援や介護に関するご相談に応じ、
優待条件でご利用いただける各種サービスをご紹介します。

電話介護相談

ケアマネジャー・社会福祉士・看護師等が、公的介護保険制度の内容や利用手続き、介護サービスの種類や特徴、介護施設の入所手続き、認知症への対処法といった介護に関するご相談に電話でお答えします。
認知症のご不安に対しては、医師の監修を受けた「もの忘れチェックプログラム*1」をご利用いただくことも可能です。

インターネット介護情報サービス

情報サイト「介護情報ネットワーク」を通じて、介護の仕方や介護保険制度等、介護に関する様々な情報をご提供します。

[ホームページアドレス] www.kaigonw.ne.jp

各種サービス優待紹介*2

「家事代行」「食事宅配」「住居リフォーム」「見守り・緊急通報システム」「福祉機器」「有料老人ホーム・高齢者住宅」「バリアフリー旅行」といったご高齢の方の生活を支える各種サービスについて優待条件でご利用いただける事業者をご紹介します。*3
※お住まいの地域によってはご利用いただけなかったり、優待を実施できないサービスもあります。

- *1 お電話でいくつかのアンケートにお答えいただき、その回答結果に基づいて、受診のおすすめや専門医療機関のご案内等を行います。
- *2 本サービスは、サービス対象者(「ご注意ください」をご参照ください。)に限りご利用いただけます。
- *3 サービスのご利用にかかる費用については、お客様にご負担いただけます。

◆ 受付時間：いずれも土日祝・年末・年始を除く

- ・電話介護相談：午前9時～午後5時
- ・各種サービス優待紹介：午前9時～午後5時

0120-428-834

ご注意ください (各サービス共通)

- ・ご相談のご利用は、保険期間中に相談内容の事柄が発生しており、かつ現在に至るまで保険契約が継続している場合に限りです。
- ・ご相談の対象は、ご契約者、ご加入者および保険の対象となる方(法人は除きます。)、またはそれらの方の配偶者*1・ご親族*2の方(以下サービス対象者といいます。)(うち、いずれかの方に日本国内で発生した身の回りの事象(事業活動等を除きます。))とし、サービス対象者からの直接の相談に限りです。
- ・一部の地域ではご利用いただけないサービスもあります。
- ・各サービスは、東京海上日動がグループ会社または提携会社を通じてご提供します。
- ・介護アシストの電話相談は医療行為を行うものではありません。また、ご案内した医療機関で受診された場合の費用はお客様のご負担となります。
- *1 婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異なる程度の実質を備える状態にある方を含みます。婚約とは異なります。
- *2 6親等以内の血族または3親等以内の姻族をいいます。

〈お問い合わせ受付デスク・事故時の連絡先〉

神奈川県医師扶助会

〒231-0037
横浜市中区富士見町3-1 神奈川県総合医療会館4F
TEL 045-241-3273

受付時間 9:00～17:45(月曜日～金曜日)
※土、日、祝祭日、年末年始及び扶助会が定める休業日を除く

FAX 045-241-1351

取扱代理店

引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社**

〈担当窓口〉横浜中央支店 金融公務課
〒220-8565 横浜市西区みなとみらい3-6-4 みなとみらいビジネススクエア6階
TEL 045-224-3519(営業時間：9:00～17:00) FAX 050-3385-6438

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター(指定紛争解決機関)

東京海上日動火災保険(株)は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。
東京海上日動火災保険(株)との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。
詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)

0570-022808 (通話料有料) IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。
受付時間：平日午前9時15分～午後5時(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、保険契約の締結、契約の管理業務等の代理業務を行っております。したがって、取扱代理店との間で有効に締結されたご契約は、引受保険会社と直接締結されたものとなります。

ご不明な点等がございましたら

このパンフレットは「ゴルフアー保険」(団体総合生活保険)の概要をご紹介します。ご加入にあたっては必ず「重要事項説明書」をよくお読みください。詳細は契約者である団体の代表者の方にお渡ししてあります保険約款によりますが、保険金のお支払い条件、ご加入手続きその他、ご不明な点がございましたら、取扱代理店または東京海上日動火災保険(株)までご照会ください。

公益 神奈川県医師会
社団法人

会員の先生およびご家族の皆様へ

©東京海上日動火災保険株式会社

大好評

ゴルフアー保険のご案内

ホールインワン補償

正式名称：団体総合生活保険(傷害補償・個人賠償責任・携行品・ホールインワン・アルパトロス費用)

最大 **37%** 割引
(団体割引・大口団体契約割引)
団体割引等の適用により
保険料が割安です!

ゴルフをなさる先生、
ご家族のための保険ができました!

◆ 例えばこんな場合でも、ゴルフアー保険なら安心です。



ゴルフ中にスイングした拍子に
転んでケガをした。



ゴルフ中に同伴者にケガを
させてしまった。



ゴルフクラブが曲損してしまった。



ホールインワンを達成して
祝賀会等の費用を負担した。

中途加入も
随時受け付けて
おります。

保険期間 2025年12月1日(月)午後4時から
2026年12月1日(火)午後4時までの1年間
申込締切日 2025年11月14日(金)まで

「重要事項説明書」「ご加入内容確認事項(意向確認事項)」を必ずご確認ください。

現在ご加入の方につきましては、上記の募集期間終了までにご加入者の方からの特段のお申し出または保険会社からの連絡がない限り、当団体は、今年度の募集パンフレット等に記載の改定後の補償内容・保険料等にて、保険会社に保険契約を申し込みます。今年度の募集パンフレット等に記載の内容にて更新される方につきましては、特段のご加入手続きは不要です。新規ご加入の方、変更を希望される方は、「加入依頼書」の必要事項をご記入・ご署名のうえ、取扱代理店へご提出ください。
今回更新いただく内容に一部改定があります。補償内容・保険料等の主な改定点は「団体総合生活保険商品改定のご案内」のとおりとなりますので、今年度の募集パンフレット等とあわせてご確認ください。

団体契約者／公益社団法人 神奈川県医師会 集金事務／神奈川県医師扶助会

引受保険会社 東京海上日動火災保険株式会社

1 団体割引等の適用により最大**37%**割引でご加入いただけます。

※団体割引30%・大口団体契約割引10%(大口団体契約割引は、基本補償の保険料にのみ適用となります。)

2 ゴルフに関する様々なリスクから皆様をお守りします。

注目

団体契約ならではの!

3 ホールインワン・アルバトロス費用は100万円まで補償します。

補償内容

基本補償 (傷害補償[ゴルフ中の傷害危険のみ補償特約セット]) 国内外を問わず補償

国内外でのゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内でゴルフの練習、競技または指導中に保険の対象となる方が「急激かつ偶然な外来の事故」によりケガをしたまたは熱中症となった場合に保険金をお支払いします。



死亡・後遺障害保険金

ケガや熱中症で死亡したり後遺障害が生じた場合に、保険金をお支払いします。

入院保険金 手術保険金

ケガや熱中症で入院(*1)や手術(*2)をしたときに、保険金をお支払いします。

通院保険金

ケガや熱中症で通院したときに、保険金をお支払いします。
※事故の日から180日を経過した後の通院に対してはお支払いできません。
※1事故について90日を限度とします。



(*1) 事故の日から180日を経過した後の入院に対してはお支払いできません。また、1事故について180日を限度とします。
(*2) 事故の日から180日以内に受けた手術に限ります。また、傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

ご加入プラン別の保険料と保険金額について

ご加入前に右下の注意書きをご確認ください。

(保険期間:1年間) ※ご加入人数は1口のみです。

◆ ゴルフ中のみ限定プラン (一時払) 先生ご自身、ご家族の皆さま向けの補償プランです。

ご加入タイプ		G1
一時払保険料		18,750円
保険金額	死亡・後遺障害(ゴルフ中のみ)	1,000万円
	入院保険金日額(ゴルフ中のみ)(1日あたり)	6,000円
	手術保険金(ゴルフ中のみ)(*1)	入院保険金日額の5倍(入院中以外の場合)、10倍(入院中の場合)
	通院保険金日額(ゴルフ中のみ)(1日あたり)	3,000円
	個人賠償責任補償(ゴルフ中のみ)	国内:1億円/国外:1億円
	ゴルフ用品(免責金額:0円)	30万円
ホールインワン・アルバトロス費用		100万円

◆ 24時間補償プラン (月払) 団体傷害総合保険の(先生ご本人、ご家族プラン)*に(ゴルフ用品の損害)(ホールインワン・アルバトロス費用)の補償を加えたプランもご用意いたしました!

ご加入タイプ	GA1	GA2	GB1	GB2
	ゴルフ場付傷害個人型	ゴルフ場付傷害家族型	ゴルフ場付傷害個人型	ゴルフ場付傷害家族型
月払保険料	8,700円	26,570円	4,040円	9,990円
保険金額	死亡・後遺障害		3,000万円	
	入院保険金日額(1日あたり)		15,000円	
	手術保険金(*1)		入院保険金日額の5倍(入院中以外の場合)、10倍(入院中の場合)	
	通院保険金日額(1日あたり)		10,000円	
	天災危険補償特約(傷害用)付帯/特定感染症危険補償特約付帯		3,000円	
	個人賠償責任補償		家族型・保険金額 国内:1億円/国外:1億円	
ゴルフ用品(免責金額:0円)		30万円(個人型)(*2)		
ホールインワン・アルバトロス費用		100万円(個人型)(*2)		

※プランの詳細は青いパンフレットをご覧ください。

(*1) 傷の処置や抜歯等お支払いの対象外の手術があります。

(*2) 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方だけの補償となります。

基本補償セット特約

個人賠償責任 [ゴルフ賠償責任補償特約セット] 国内外を問わず補償

日本国内外を問わず、ご本人*1が行なうゴルフの練習、競技または指導中に他人(キャディを含みます。)にケガをさせたり、他人の物を壊してしまったときや国内で他人から借りた物や預かった物(受託品)*2を国内外で壊したり盗まれてしまったとき等、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

※個人賠償責任については、日本国内での事故(訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合等を除きます。)に限り、示談交渉は原則として東京海上日動が行ないます。
*1 加入依頼書等に「保険の対象となる方(被保険者)ご本人」として記載された方をいいます。
*2 携帯電話、スマートフォン、自転車、コンタクトレンズ、眼鏡、1個または1組で100万円を超える物等は、受託品に含まれません。



ゴルフ用品の損害(携行品) [ゴルフ用品補償特約セット] 国内外を問わず補償

日本国内外を問わず、ゴルフ場、ゴルフ練習場敷地内で、保険の対象となる方が所有するゴルフ用品に生じた次の損害について、保険金をお支払いします。

- ① ゴルフ用品の盗難(ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限りません。)
- ② ゴルフクラブの破損・曲損



ホールインワン・アルバトロス費用 国内のみ補償

国内の9ホール以上を有するゴルフ場においてゴルフのプレー中に、以下のいずれかのホールインワンまたはアルバトロスを達成し、慣習として達成のお祝いの費用等を負担した場合に保険金をお支払いします。

- 以下のア.およびイ.の両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス*1
ア.同伴競技者
イ.同伴競技者以外の第三者*2
- 記録媒体に記録された映像等によりその達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス



例えば… ホールインワンを達成したため、記念品を購入し、同伴競技者に贈呈した。

※ゴルフ競技をアマチュアの資格で行う方のホールインワンまたはアルバトロスが補償の対象となり、ゴルフの競技または指導を職業としている方のホールインワンおよびアルバトロスは補償の対象となりません。
※ホールインワンまたはアルバトロスの証明として東京海上日動が求める証明書・映像等をご提出いただけます。
※上記以外にも、保険金をお支払いするために必要な条件があります。詳細は「補償の概要等」をご確認ください。

【ご注意】 原則として同伴キャディがいないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金のお支払対象となりません。同伴競技者以外の第三者*2の目撃証明がある場合または映像等によりその達成を客観的に確認できる場合に限り保険金をお支払いします。

ご注意ください

*1 公式競技の場合は、アまたはイ.のいずれかが目撃したホールインワンまたはアルバトロスとします。

*2 同伴キャディ、ゴルフ場の使用人や関連業者、公式競技の競技委員、先行・後続のパーティのプレイヤー等をいいます。ただし、同伴キャディ以外の者で、保険の対象となる方または同伴競技者のゴルフプレーに同行する、ゴルフプレーを行わない者は含まれません。

保険金をお支払いする主な場合、保険金をお支払いしない主な場合については、「補償の概要等」をご確認ください。

